［注１～３　略］

区	別	記載する欄	備考
１　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	⑴　新設許可の申請（法第100条第１項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合	１の⑴、⑵、⑶、⑷、⑻、⑼、⑽、⑾（注１）、⑿、⒁及び⒂、３から８まで並びに９（注１）	（注１）　電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備の場合に限る。 （注２）　行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第３条第１項の規定による電子情報処理組織を使用せずに、申請等を行う場合においては、記載事項を変更する欄に限る。 （注３）　８の欄又は９の欄の記載事項を変更する場合に限る。 （注４）　設備規則第65条第１項第１号及び
	⑵　変更の許可の申請又は届出（法第100条第５項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	１の⑴（注２）、⑵（注２）、⑶（注２）、⑷（注２）、⑻（注２）、⑼（注２）、⑽（注２）、⑾（注２）、⑿（注２）、⒁（注２）及び⒂（注２）、３、４、５、６（注３）、７（注３）、８（注３）、９（注３）、10並びに11	
２　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	⑴　新設許可の申請の場合	１の⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼、⑽、⑿、⒀、⒁、⒂、⒃、⒄、⒅（注４）及び⒆（注５）並びに２から８まで	
	⑵　変更の許可の申請又は届出の場合	１の⑴（注２）、⑵（注２）、⑶（注２）、⑷（注２）、⑸（注２）、⑹（注２）、⑺（注２）、⑻（注２）、⑼（注２）、⑽（注２）、⑿（注２）、⒀（注２）、⒁（注２）、⒂（注２）、⒃（注２）、⒄（注２）、⒅（注２）及び（注４）並びに⒆（注２）及び（注５）、２（注２）、３、４、５、６（注３）、７（注３）、８（注３）、10、11並びに12（注６）	

［注１～３　同左］

区	別	記載する欄	備考
１　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	⑴　新設許可の申請（法第100条第１項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合	１の⑴、⑵、⑶、⑷、⑻、⑼、⑽、⑾（注１）、⑿、⒁及び⒂、３から８まで並びに９（注１）	（注１）　電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備の場合に限る。 （注２）　行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第３条第１項の規定による電子情報処理組織を使用せずに、申請等を行う場合においては、記載事項を変更する欄に限る。 （注３）　８の欄又は９の欄の記載事項を変更する場合に限る。 （注４）　設備規則第65条第１項第１号及び
	⑵　変更の許可の申請又は届出（法第100条第５項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	１の⑴（注２）、⑵（注２）、⑶（注２）、⑷（注２）、⑻（注２）、⑼（注２）、⑽（注２）、⑾（注２）、⑿（注２）、⒁（注２）及び⒂（注２）、３、４、５、６（注３）、７（注３）、８（注３）、９（注３）、10並びに11	
２　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	⑴　新設許可の申請の場合	１の⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼、⑽、⑿、⒀、⒁、⒂、⒃、⒄、⒅（注４）及び⒆（注５）並びに２から８まで	
	⑵　変更の許可の申請又は届出の場合	１の⑴（注２）、⑵（注２）、⑶（注２）、⑷（注２）、⑸（注２）、⑹（注２）、⑺（注２）、⑻（注２）、⑼（注２）、⑽（注２）、⑿（注２）、⒀（注２）、⒁（注２）、⒂（注２）、⒃（注２）、⒄（注２）、⒅（注２）及び（注４）並びに⒆（注２）及び（注５）、２（注２）、３、４、５、６（注３）、７（注３）、８（注３）、10並びに11	